

## 第2章 高齢社会対策の実施の状況

### 第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）に基づいている。

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には閣僚が任命されており、高齢社会対策に関する重要事項の審議等が行われている。

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府の高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針となるものである。

平成8年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定されてから5年が経過し、経済社会情勢も変化したことから、13年12月28日、高齢社会対策会議における案の作成を経て、新たな高齢社会対策大綱が閣議決定された。

高齢社会対策大綱に基づく施策の総合的推

進のため、大綱の「横断的に取り組む課題」について、政策の指標づくりや政策体系の構築など、掘り下げた政策研究を行っている。

#### 1 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策は、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、調査研究等の推進という広範な施策にわたり、着実な進展をみせている。一般会計予算における関係予算をみると、平成16年度においては12兆3,901億円となっている。

これを各分野別にみると、就業・所得5兆9,943億円、健康・福祉6兆3,098億円、学習・社会参加277億円、生活環境130億円、調査研究等の推進453億円となっている（表2-1-1）。

表2-1-1 高齢社会対策関係予算（一般会計）

	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	調査研究等の推進	計
平成8年度	43,269	39,516	766	449	340	84,340
9	43,176	41,698	686	452	385	86,396
10	44,078	45,476	593	404	380	90,932
11	52,095	49,694	583	399	445	103,215
12	53,386	52,297	516	418	851	107,467
13	54,884	55,862	356	329	968	112,398
14	56,387	59,264	358	292	1,187	117,488
15	57,705	61,298	346	267	1,114	120,730
16	59,943	63,098	277	130	453	123,901

資料：内閣府

（注1）高齢社会対策関係予算には、本表に掲げる一般会計のほか、特別会計等がある。

（注2）本表の予算額は、高齢社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。

## 第2節 高齡社会対策の動き

### 1 高齡社会対策の総合的な推進のための政策研究

高齡社会対策大綱で設定された「横断的に取り組む課題」について関連施策の総合的な推進を図る観点から、政策の指標づくりや政策体系の構築など掘り下げた政策研究を実施している。本格的な人口減少社会を向えるに当たり、今後、我が国の活力を維持・増進していく上で、高齡者自身が高齡社会の担い手の一員として、その能力や経験を生かしつつ一層活躍できるような社会を実現していくことが不可欠であり、そのためには、

- ・ 高齡者を始めとする各労働者が、年齢に関わりなく、様々な形態での就労を通じて一層

能力を発揮し、また、それにふさわしい公正な処遇を受けることができるようにすること

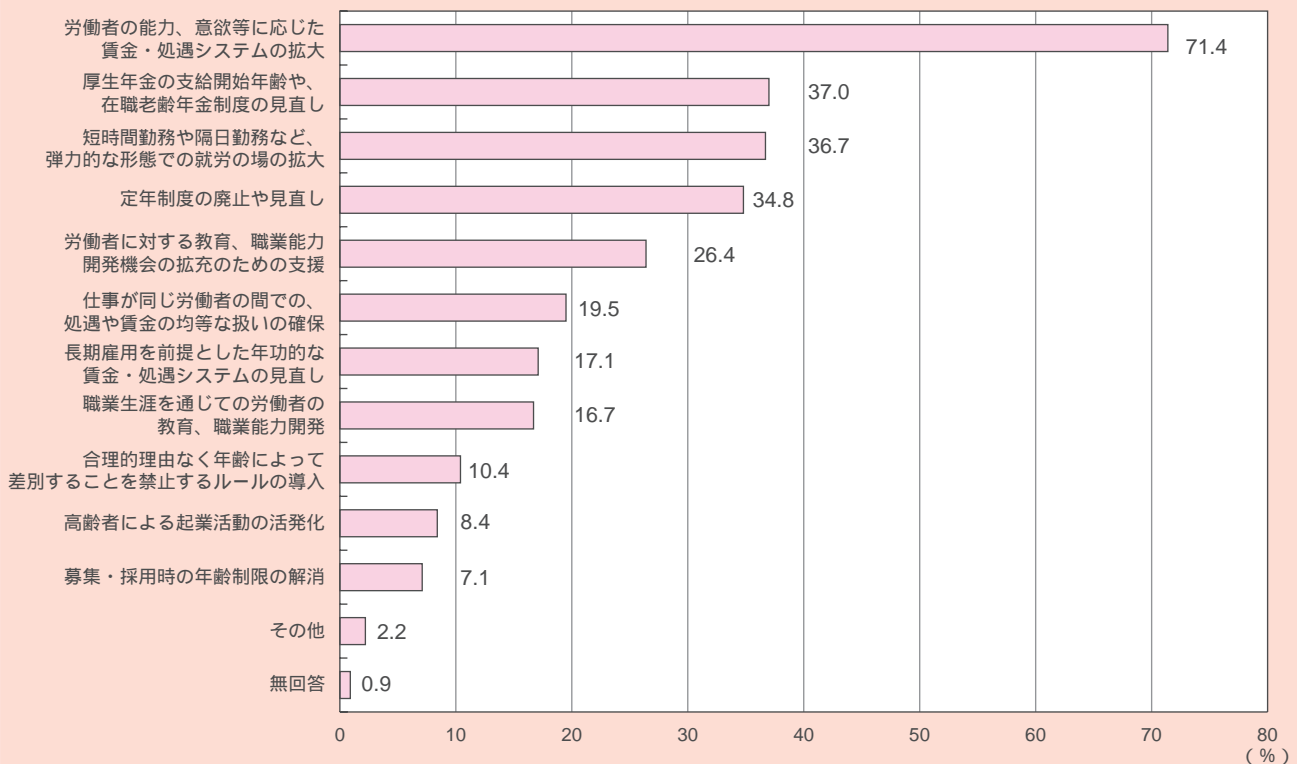
- ・ 高齡者が、ボランティア活動等を通じ、社会の活力の一層の維持・増進に参画し、他の世代との相互理解、連帯を深めていくことができるようにすること

が課題となるものと考えられる。

このような認識の下に、平成16年度には「高齡者の社会参加の促進に関するアンケート調査」を実施した。

その結果をみると、「誰もが、意欲と能力に応じて、年齢に関わりなく働けるシステム」を構築していく上で、社会全体の取組が必要

図2-2-12 年齢に関わりなく働けるシステムの構築条件（上位3つまで回答）

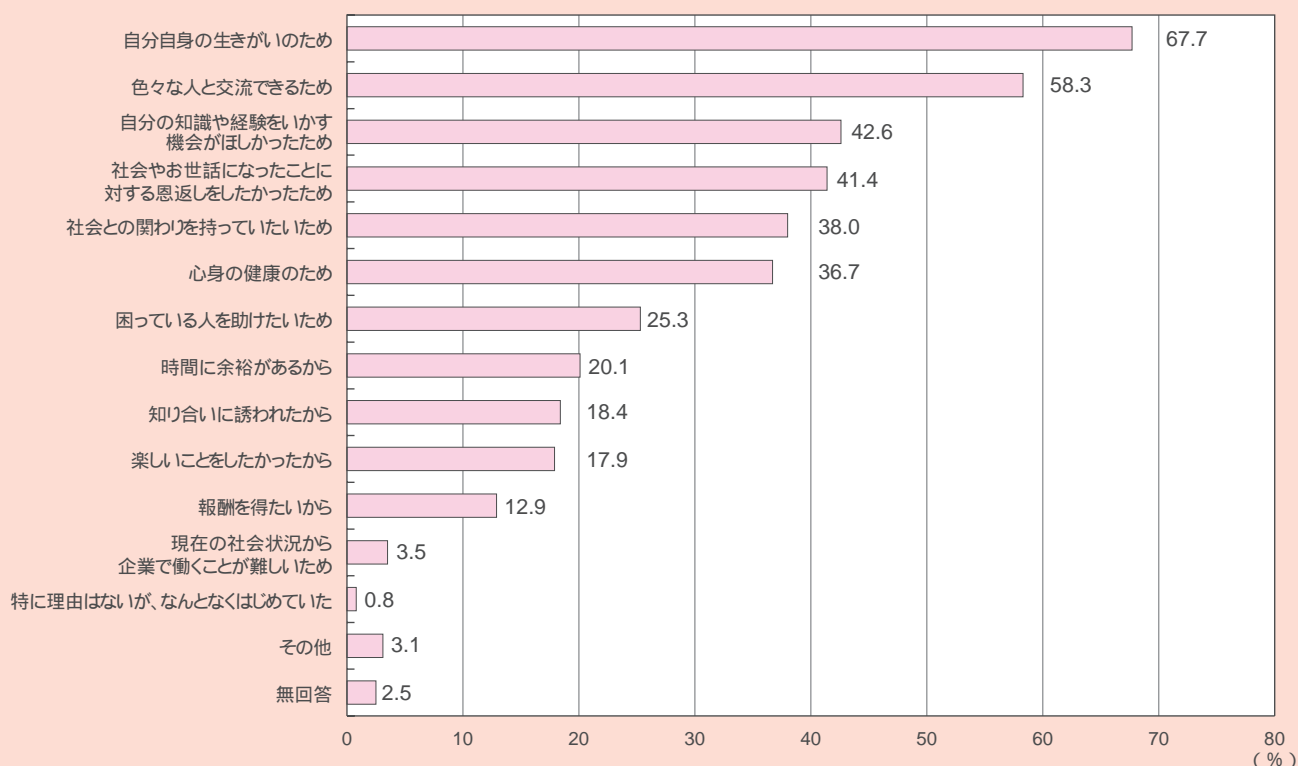


資料：内閣府「高齡者の社会参加の促進に関するアンケート調査（企業調査）」

ないし適切と考えられる条件については、「労働者の能力、意欲等に応じた賃金・処遇システムの拡大」が71.4%と7割を超え、次いで、「厚生年金の支給開始年齢や、在職老齢年金制度の見直し」37.0%、「短時間勤務や隔日勤務など、弾力的な形態での就労の場の拡大」36.7%、「定年制度の廃止や見直し」34.8%等の順となっている（図2 - 2 - 12）。

また、ボランティア活動への参加理由としては、「自分自身の生きがいのため」が67.7%で最も多く、次いで「色々な人と交流できるため」が58.3%、「自分の知識や経験をいかす機会がほしかったため」が42.6%である一方で、「報酬を得たいから」が12.9%となっている（図2 - 2 - 17）。

図2 - 2 - 17 ボランティア活動への参加理由（複数回答）



資料：内閣府「高齢者の社会参加の促進に関するアンケート調査（NPO（参加者）調査）」

### 第3節 分野別の施策の実施の状況

#### 1 就業・所得

少なくとも65歳までの雇用の場を確保する企業の割合は、平成16年1月現在で69.2%と高い割合を示しているが、希望者全員を対象として65歳までの雇いを確保する企業の割合は26.9%にとどまっている（図2-3-1）。

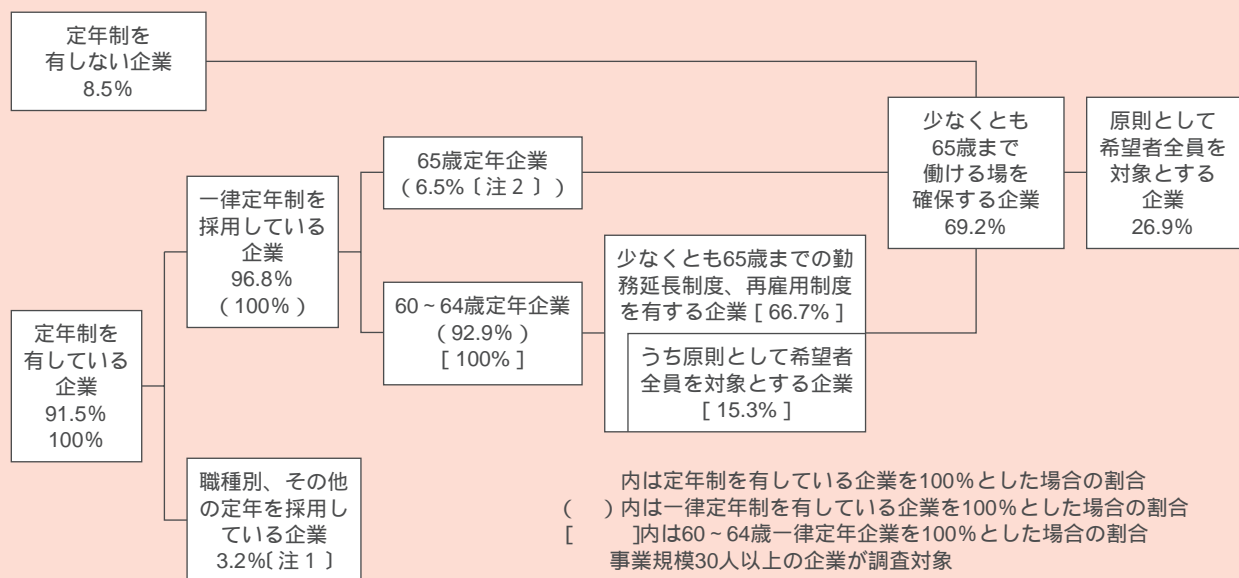
少子高齢化の急速な進行等を踏まえ、平成16年6月に成立・公布された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第103号。以下「改正高年齢者雇用安定法」という。）により、18年4月から、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、男性の年金の支給開始年齢の引上げに合わせ、

平成25年にかけて段階的に65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を事業主が講ずることが義務付けられた。

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を行った事業主を対象として、継続雇用定着促進助成金の支給を行うとともに、平成16年度からは、高齢短時間正社員制度を導入・適用した事業主に対しては加算措置を講じている。

改正高年齢者雇用安定法により、平成16年12月から、事業主都合の解雇等により離職する中高年齢者が希望するときは、事業主は、その職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項や再就職援助措置を記載した書面（求職活動支援書）を作成し、当該中高年齢者に

図2-3-1 65歳までの雇いを確保する企業割合



資料：厚生労働省「雇用管理調査（平成16年）より算出

〔注1〕職種別その他の定年制を採用している企業についても、65歳までの雇いを確保する企業が若干存在する。

〔注2〕65歳を超える定年企業も若干存在する。

交付することが義務付けられた。

改正高年齢者雇用安定法により、平成16年12月から、シルバー人材センターは、届出により、臨時的・短期的又は軽易な業務に関する就業に係る一般労働者派遣事業を行うことが可能となった。

平成16年度からは、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において、中高年齢者の募集・採用から職場定着するための体制づくりに係る好事例の収集・分析等を行い、これらを活用した個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発等を行う、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業（エイジフリー・プロジェクト）を実施している。

平成16年度は、13年5月に策定された「第7次職業能力開発基本計画」（計画期間：13～17年度）を踏まえ、雇用・能力開発機構都道府県センターにおけるキャリア形成支援コーナーの運営、キャリア・コンサルティングを担う人材の養成、個々の労働者のキャリア形成を支援する事業主に対して、キャリア形成促進助成金の支給等を行った。

第162回国会に、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」（平成4年法律第90号）について、計画的な労働時間の短縮を図る法律から、個々の労働者の健康や生活に配慮した労働時間、休日及び休暇の設定を図る法律へと改めるための改正を含む「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」を提出した。

公的年金制度の基本的な考え方や重要性について国民、特に若い世代の理解を得るため、年金週間（11月6～12日）等において、その広報、普及を行うとともに、国民年金保険料の納付率の向上を図るため、コンビニエンス

ストアでの保険料収納などを開始したほか、年次目標を盛り込んだ行動計画を策定し、未納者に対する納付督促等の着実な実施を図ることとした。

少子高齢化が急速に進行している中で、将来にわたって持続可能な安心できる制度を確立するため、平成16年6月に、将来の保険料上昇をできる限り抑制しながら、保険料負担の上限を固定、基礎年金の国庫負担割合を引上げ、積立金を活用、負担の範囲内で給付水準（年金額の伸び）を調整（際限ない給付の低下は防止）などを内容とした国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年年金改正法」という。）が成立した。

年金額等については、物価の変動に応じて自動的に額を改定することとなっているが、物価が下落した平成12年度からの3年間は特例措置に基づいて据え置かれ、15年度においては、本来であれば過去3年分と合わせてマイナス2.6%の改定を行うところを、14年分の消費者物価の下落分（マイナス0.9%）のみの改定を行った。

平成16年度においても、特例として、15年の消費者物価の下落分（マイナス0.3%）のみの年金額等の改定を行った。

平成17年度の年金額については、16年の消費者物価が前年から変動しなかったため、改定は行わず、16年度と同じ額となる。

平成16年7月には、内閣官房長官の下に「社会保障の在り方に関する懇談会」を設置し、公的年金制度の一元化を含めた社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方など一体的な見直しの議論を開始し、16年12月には議論の整理を行った。

企業年金制度については、公的年金制度改

革に併せて検討を行い、平成16年年金改正法の中で 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除、 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ及び中途引出しの要件緩和、 確定給付型の企業年金制度の通算措置の拡充など、企業年金制度の安定化と充実を図るための見直しを行った。

平成14年に都道府県社会福祉協議会において、所有する住居に将来にわたり住み続ける

ことを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う長期生活支援資金貸付制度を創設したところであり、16年12月31日現在、44の都道府県において貸付業務が開始され、232件の貸付決定がなされている。

- 高齢者の財産管理の支援等に資する認知症高齢者等の権利擁護のための成年後見制度について周知を図っている。

## 2 健康・福祉

平成22(2010)年度を目途とした目標等を提示する「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進し、国民の主体的な健康づくりを支援する環境の整備を図っている。

予防重視型システムへの転換、施設入所者の居住費・食費の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の向上等を内容とする「介護保険法等の一部を改正する法律案」を、平成17年2月に第162回国会へ提出した(図2-3-16)。

福祉用具の選択・活用に関する情報を広く提供するため、福祉用具・住宅改修の利用事例、車いすや特殊寝台の選び方、介護保険給付対象福祉用具の寸法や機能等を示した商品情報をデータベース化し、これらの情報を利用者や介護支援専門員等がインターネットで検索できるシステムを、平成16年4月から運用している。

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質の向上を図るため、実務研修及び現任研修を着実に実施するとともに、地域のケアマネジメント機能の向上を図るため、介護支援専門員に対する指導助言や関係機関との連絡調整等を行うケアマネジメントリーダーの養成及び相談窓口体制の整備などを進め、介護支援専門員の支援体制の強化を図った。

専門家を集めた検討会を設置して検討を行い、一般的な用語や行政用語として「痴呆」を「認知症」に改めた。

認知症高齢者グループホームのサービス評価について平成17年度以降のすべての自治体での実施に向けてグループホーム外部評価機関立ち上げ支援事業を実施したほか、より一

層のサービスの質の向上に向けて、開設予定者等の研修事業を実施している。

少子高齢化がピークを迎える将来においても医療保険制度の安定的な運営を図るため、「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第102号)の附則に基づき、保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の在り方、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しに関し、平成15年3月に基本方針を閣議決定した。基本方針においては、年金制度の支給開始年齢や介護保険制度の対象年齢との整合性、また、65歳以上の者は一人当たり医療費が高く、国民健康保険・被用者保険の制度間で偏在が大きいことを考慮して、65歳以上の者を対象に、75歳以上の後期高齢者と65歳以上75歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな高齢者医療制度を設けることを基本的な方向とした。

この基本方針を踏まえ、新たな高齢者医療制度の創設等について、社会保障審議会医療保険部会において検討を進めている。

次世代育成支援対策を総合的に推進するため、児童手当の支給対象年齢を義務教育就学前から小学校第3学年修了までに引き上げる「児童手当法の一部を改正する法律」(平成16年法律第108号) 児童相談に関する体制の充実や司法関与の見直しなど児童虐待防止対策の充実・強化などを図る「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成16年法律第153号) 育児休業等の対象労働者の拡大や育児休業期間の延長など育児休業制度等をより利用しやすい仕組みとするための「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第160号)が成立した。

図 2 - 3 - 16 介護保険法等の一部を改正する法律案（概要）

介護保険法等の一部を改正する法律案（概要）

介護保険法附則第 2 条に基づき、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しを行う。

改正の概要

1 予防重視型システムへの転換

(1) 新予防給付の創設

要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、**軽度者を対象とする新たな予防給付を創設**  
マネジメントは「地域包括支援センター」等が実施

(2) 地域支援事業の創設

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置付け

・軽度者（要支援・要介護1）の大幅な増加  
・軽度者に対するサービスが、状態の改善につながっていない

2 施設給付の見直し

(1) 居住費・食費の見直し

介護保険3施設（ショートステイを含む）等の居住費・食費について、保険給付の対象外に。

(2) 低所得者に対する配慮

低所得者の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付を創設

・在宅と施設の利用者負担の公平性  
・介護保険と年金給付の重複の是正

3 新たなサービス体系の確立

(1) 地域密着型サービスの創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」を創設

(例)小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、夜間対応型訪問介護等

(2) 地域包括支援センターの創設

地域における i) 総合的な相談窓口機能、ii) 介護予防マネジメント、iii) 包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」を創設

(3) 居住系サービスの充実

- ・ケア付き居住施設の充実
- ・有料老人ホームの見直し

・一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加  
・在宅支援の強化  
・高齢者虐待への対応  
・医療と介護との連携



## 4 サービスの質の確保・向上

- (1) 情報開示の標準化  
介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務付け
- (2) 事業者規制の見直し  
指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等
- (3) ケアマネジメントの見直し  
ケアマネジャーの資格の更新制の導入、研修の義務化等

- ・指定取消事業者の増加など質の確保が課題
- ・利用者によるサービスの選択を通じた質の向上
- ・実効ある事後規制ルール
- ・ケアマネジメントの公平・公正の確保

## 5 負担の在り方・制度運営の見直し

- (1) 第1号保険料の見直し  
設定方法の見直し  
低所得者に対する保険料軽減など負担能力をきめ細かく反映した保険料設定に〔政令事項〕  
徴収方法の見直し  
特別徴収（年金からの天引き）の対象を遺族年金、障害年金へ拡大  
特別徴収対象者の把握時期の複数回化
- (2) 要介護認定の見直し  
・申請代行、委託調査の見直し
- (3) 市町村の保険者機能の強化  
・都道府県知事の事業者指定に当たり、市町村長の関与を強化  
・市町村長の事業所への調査権限の強化  
・市町村事務の外部委託等に関する規定の整備

- ・低所得者への配慮
- ・利用者の利便性の向上
- ・市町村の事務負担の軽減
- ・より主体性を発揮した保険運営

## 6 被保険者・受給者の範囲（附則検討規定）

政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

## 7 その他

- (1) 「痴呆」の名称を「認知症」へ変更
- (2) 養護老人ホーム、在宅介護支援センターに係る規定の見直し
- (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し  
介護保険適用施設等への公的助成の見直し、給付水準等の見直し

施行期日 平成18年4月1日

〔7(1)の「痴呆」の名称の見直しについては公布日施行、2の「施設給付の見直し」については平成17年10月施行、5(1)の特別徴収対象者の把握時期の複数回化については平成18年10月施行〕

平成16年6月に、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、我が国の人口が減少に転じていくこれからの5年程度をとらえ、政府を挙げて少子化の流れを変えるための各般にわたる施策を強力に推進していくこととし、この大綱に盛り込まれた重

点施策の具体的実施計画として、16年12月末に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」が少子化社会対策会議で決定された。

## 3 学習・社会参加

国民の生涯を通じた多様な学習需要に対応した学習機会が適切に提供されるためには、国や地方公共団体を始め、民間の各種機関・団体など、様々な主体が連携・協力体制を作り上げるにより、生涯学習の振興について積極的・総合的に取り組んでいくことが重要である。このため、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を進めるとともに、民間における生涯学習推進のための取組を支援する窓口や、教育・文化及びスポーツの振興による市町村等の地域づくりを支援するための窓口を設置し、生涯学習の推進を図っている。

生涯学習の普及・啓発については、全国生涯学習フェスティバルを開催し、シンポジウム、体験教室等を行うことで、広く国民一般に対し生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供した(平成16年10月9～13日、愛媛県にて「もてなしの ころをつなぐ まなびの輪」をテーマに開催)。

小・中・高等学校等の児童生徒が、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動を始めとする多様な体験活動に取り組むことを促進する目的で、各都道府県に「体験活動推進地域・推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動の展開を図るなどの取組を行う「豊かな体験活動推進事業」を実施している。

公民館を始め、図書館、博物館、女性教育施設等の社会教育施設や教育委員会において、幅広い年齢の人々を対象とした多くの学習機会が提供されている。この中には、高齢社会について理解を促進するためのものや高齢者を対象とする学級・講座も開設されている(表2-3-27)。

高齢者自身が社会における役割を見だし、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう、各種社会環境の条件整備に努めることが重要になっている。このため、地域において、社会参加活動を総合的に実施している老人クラブに対し助成を行い、その振興を図っている。

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普及、高齢者ボランティア活動への支援等や、各都道府県に設置されている「明るい長寿社会づくり推進機構」で実施されている高齢指導者等の育成や組織ネットワークづくりに対し補助を行っている。

平成16年10月には全国健康福祉祭(ねんりんピック)を群馬県で開催した。

表2-3-27 教育委員会及び公民館における高齢者対象の学級・講座の状況

区 分	平成13年度間	平成10年度間
学級・講座数	45,501 講座	37,078 講座
教養の向上	25,215	23,272
体育・レクリエーション	9,898	5,036
家庭教育・家庭生活	2,845	2,193
職業知識・技術の向上	823	350
市民意識・社会連帯	4,334	4,289
その他	2,386	1,938

資料：文部科学省「社会教育調査(平成14年度及び11年度)」

高齢者の持つ豊かな知識・経験や学習の成果をいかした社会参加活動を支援する観点から、高齢者の社会参加活動の振興方策について国民各層による幅広い意見交換を行う全国高齢者社会参加フォーラムの開催（平成16年度は10月12日愛媛県にて「歌と笑いは元気の源 - 学びの秘訣」をテーマに開催）等を行った。

○ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認証・監督等を行っている。

平成16年度においては、NPO法人のうち相当の公益性を有すると認められる法人の活動を支援するための認定NPO法人制度について、その普及啓発や制度の利用実態に関する調査を実施・公表した。

## 4 生活環境

「第八期住宅建設五箇年計画」(平成13年3月閣議決定。計画期間:13~17年度)に基づき、高齢者等のニーズの多様性等に的確に対応し、加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも基本的にそのまま住み続けることができる住宅の供給及び普及、社会福祉施設との併設の推進等の医療・保健・福祉施策との連携の強化並びに住環境の整備により、安定的で質の高い居住の確保を図っている。

高齢者等誰もが社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活できる社会の実現に向けて、平成16年6月に決定された「バリアフリー化推進要綱」(バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)を指針として、政府一体となって社会のバリアフリー化の推進に取り組んでいる。

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)に基づき、バリアフリー化の目標や交通事業者等が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した、移動円滑化の促進に関する基本方針(平成12年国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号)が策定されている。このうち、平成16年10月に、市町村が作成する基本構想の指針となるべき事項について、重点整備地区内の建築物も含めた一体的なバリアフリー対応について配慮されるよう基本方針を改正しその旨を明確化した。

高齢者の移動の円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーターの設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などを推進している(表2-3-39)。

表2-3-39 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況

## (1) 旅客施設のバリアフリー化の状況(注1)

	1日当たりの平均利用者数5,000人以上の旅客施設数	平成15年度末		1日当たりの平均利用者数5,000人以上かつトイレを設置している旅客施設数	平成15年度末 身体障害者用トイレ
		段差の解消	視覚障害者誘導用ブロック		
鉄軌道駅	2,735	1,200 (43.9%)	2,048 (74.9%)	2,605	540 (20.7%)
バスターミナル	43	31 (72.1%)	26 (60.5%)	35	15 (42.9%)
旅客船ターミナル	8	6 (75.0%)	4 (50.0%)	8	3 (37.5%)
航空旅客ターミナル	20	1 (5.0%) (100%注2)	9 (45.0%)	20	8 (40.0%)

(注1) 交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)に基づく移動円滑化基準に適合するものの数字。

なお、1日当たりの平均利用者数が5,000人以上であり高低差5メートル以上の鉄軌道駅において、エレベーターが1基以上設置されている駅の割合は58.1%、エスカレーターが1基以上設置されている駅の割合は68.6%となっている。

(注2) 航空旅客ターミナルについてのエレベーター・エスカレーター等の設置は、平成13年3月末までに100%達成されている。

## (2) 車両等のバリアフリー化の状況

	車両等の総数	平成15年度末 移動円滑化基準に 適合している車両等
鉄軌道車両	51,005	12,086 (23.7%)
低床バス	58,335	10,492 (18.0%)
うちノンステップバス		5,432 (9.3%)
旅客船	1,137	50 (4.4%)
航空機	473	152 (32.1%)

(注) 「移動円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する移動円滑化基準への適合をもって算定

## (3) 福祉タクシーの導入状況

平成15年度末 4,574両

(タクシー車両総数 267,141両)

資料：国土交通省

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)に基づき、高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するため、不特定多数の者又は主に高齢者等が利用する特定の建築物の一定の新築・増改築の際に建築主に基準への適合義務を課すことにより、建築物のバリアフリー化を推進している。

「振り込め詐欺」(いわゆる「オレオレ詐欺」等)については、平成16年12月に改正された「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成14年法律第32号)を活用するなどして、取締りを強化するとともに、被害実態に応じたきめ細やかな広報や金融機関等との連携に努めている。

また、平成16年3月に実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の結果を踏まえ、介護保険制度の見直しにおいて、高齢者虐待への対応を含む総合的な相談窓口機能を担う「地域包括支援センター」の創設等を行うこととし、17年2月に「介護保険法等の一部を改正する法律案」を第162回国会へ提出した。

「住宅防火基本方針」(平成13年4月消防庁策定)に基づき、高齢者等を中心とした住宅火災による死者の低減を目標とした広報・普及啓発活動等の住宅防火対策を推進している。さらに、平成16年には、高齢者が過半を

占める住宅火災による死者を低減するため、住宅用火災警報器等の設置の義務付け等を内容とする「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」(平成16年法律第65号)が第159回国会において成立し、16年6月2日に公布された。

高齢者が安全に避難できる仕組みを築き上げるためには、早期の段階での避難情報の伝達と避難支援体制の整備が不可欠である。平成16年10月に立ち上げた、有識者等からなる「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」においては、これまでの避難勧告・指示よりも早い段階で、高齢者等の避難行動に時間がかかる者を対象とした「避難準備(要援護者避難)情報」の発令や、高齢者等の一人につき複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画(避難支援プラン)の策定など、市町村が高齢者等の避難支援について取り組むに当たって指針とすべき、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を17年3月に取りまとめた。

- 農村高齢者の農業関係活動や地域活動への取組を推進するため、高齢者活動に対する啓発、高齢者の自立活動及び都市高齢者等を行う地域づくり活動等を促進した。また、高齢者の持つ経験や能力をいかし、森林の利用に関する社会参画を促進するため、森林環境教育活動の企画運営者研修や指導者情報の提供などを行った。

## 5 調査研究等の推進

認知症、悪性新生物（がん）等の高齢期にかかりやすい疾患については、長寿科学総合研究事業等において研究を推進し、特に、悪性新生物（がん）及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、認知症及び骨折について、ゲノム科学やタンパク質科学などを用いた治療技術・新薬の研究や自己修復能力を用いた再生医療の実現のための研究など先端科学技術を重点的に振興するほか、これらの基礎研究の成果を臨床に応用していくための研究、これらにより効果的な保健医療技術確立するための研究等を推進している。

「対がん10カ年総合戦略」及び「がん克服新10カ年戦略」に続く、平成16年度からの新たな10カ年の戦略として、「第3次対がん10カ年総合戦略」を策定し、これに基づいて、がんの罹患率と死亡率の激減を目指して、研究、予防及び医療の総合的な推進に取り組んでいる。

生活習慣病や慢性疾患については、画期的・独創的な新薬の開発に向けて、創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業等の各研究事業を行っている。また、生活習慣病の克服に資する関連遺伝子の探索や機能解明研究を拡充した。

アルツハイマー病などの神経変性疾患については、関連遺伝子の探索や機能解明研究、失われた脳機能の回復を目指した研究を推進した。

平成15年4月に、ヒトの遺伝情報であるヒトゲノムの精密解読が完了したことを踏まえ、我が国の強みをいかして、複雑な生命機能の

解明や、画期的な創薬の実現につながる成果等が期待されるゲノムネットワーク研究、「第3次対がん10カ年総合戦略」に基づくがんに係る基礎研究の成果を着実に新たな治療法につなげる橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）を推進するとともに、個人個人にあった予防・治療を可能とする医療（テーラーメイド医療）や幹細胞を用いた再生医療の実現に向けた研究開発、タンパク質の構造・機能の解析等を推進した。

医療福祉機器技術に関しては、最先端の産業技術を駆使し、安全性、利便性に優れた機器の研究開発を産学官の連携の下に取り組んでいる。

長寿科学総合研究事業等において、老年病、看護・介護、リハビリテーション、居住環境といった横断的な研究体制を構築して研究を推進するとともに、医薬品、医療機器に関する保健医療分野における基礎研究の強化を進めているほか、在宅医療機器等の高度な治療器機の研究開発について補助を行っている。

近年の研究開発は、高度化・複雑化し、境界領域、複合領域も拡大しており、人材の養成、確保、資質の向上及び流動化に努めていかなければならない。

このため、将来の研究開発活動の中核を担う創造性豊かな優れた若手研究者が、その能力を最大限に発揮できるよう、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度、海外特別研究員制度、外国人特別研究員制度など、大学院博士課程修了者等の若手研究者を対象とした多様な支援制度を推進している。